

第15章 その他の環境保全対策

第1節 公害紛争・公害苦情の処理

1. 千葉県公害審査会

公害に係る民事紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、「公害紛争処理法」に基づき、行政機関で処理する紛争処理制度が設けられています。

紛争処理機関としては、国に公害等調整委員会、県に公害審査会が設置されており、公害等調整委員会は裁定並びに重大事件及び広域処理事件等の紛争のあっせん、調停、仲裁を行い、また公害審査会は公害等調整委員会で扱う以外の紛争のあっせん、調停、仲裁を行っています。

千葉県公害審査会は15名の委員で構成されており、昭和46年3月の設置以来平成17年3月末までに54件の調停事件の処理に当たりました。

15年度に、係属中の調停事件が終了した後、新規の取扱いはなく、17年9月末現在、千葉県で処理中の事件はありません。

2. 公害苦情相談

(1) 公害苦情相談員

公害に関する苦情については、公害苦情相談員らが、住民からの相談あるいは苦情に対する調査、指導及び助言を行うことによりその解決に努めています。

公害苦情相談員は、「公害紛争処理法」第49条の規定により設置されるもので、県及び15市町において設置されています。

17年3月末現在、県では「千葉県公害苦情相談員設置規程」に基づき環境生活部関係各課、各県民センター・県民センター事務所に41名が、また市町村では104名が配置されています。

なお、公害苦情相談員のほかにも、県で101名、市町村で501名の職員が苦情の処理に当たっています。

(2) 公害苦情件数

公害苦情種類別新規受理件数の年度別推移は表2-15-1のとおりであり、16年度の新規受理件数は

5,128件（県509件、市町村4,619件）です。

苦情内容を種類別に見ると、典型7公害については、大気汚染に関するものが最も多く、次いで騒音に関するものとなっており、この2種類で典型7公害の苦情の3分の2を閉めています（表2-15-1）。

また、苦情件数を主な発生原因別に見ると、焼却（野焼き）1,306件、廃棄物投棄875件、工事建設作業417件などとなっています。

表2-15-1 公害苦情種類別新規受理件数の年度別推移

種類別	14年度		15年度		16年度	
	件	%	件	%	件	%
典型7公害	2,875	57.4	2,865	50.7	3,108	60.6
大気汚染	1,305	26.1	1,168	20.7	1,390	27.1
水質汚濁	207	4.1	242	4.3	229	4.5
土壌汚染	20	0.4	30	0.5	12	0.2
騒音	569	11.4	599	10.6	694	13.5
振動	76	1.5	96	1.7	112	2.2
地盤沈下	2	0.0	2	0.0	0	-
悪臭	696	13.9	728	12.9	671	13.1
典型7公害以外	2,130	42.6	2,783	49.3	2,020	39.4
計	5,005	100.0	5,648	100.0	5,128	100.0

第2節 環境犯罪の取締り

1. 環境犯罪

(1) 環境犯罪の傾向と取締り方針

本県は、一時期、近隣都県からの越境ゴミが集中的に持ち込まれ、全国の約4割に相当する産業廃棄物が不法投棄されました。そして、未だ全国の約3割に当たる不法投棄された産業廃棄物が残存している状況にあります。このような状況を打開するため、近年の諸対策により組織的・大規模な不法投棄は影をひそめましたが、本県が、首都圏にあって、交通の利便性を有し、地形的にも不法投棄されやすい環境にあるため、小規模捨て逃げ型のゲリラ的不法投棄事犯及び自社処分を仮装した脱法的事犯は依然として後を絶たない状況にあり、その手口もますます悪質巧妙化している傾向にあります。

このような県内の環境犯罪情勢を踏まえ、諸事

犯の的確な対応による早期解決を図り、環境破壊に繋がる事犯の拡大防止に努めるとともに

ア 地域の生活環境を著しく破壊する事犯

イ 行政の指導を無視して行われる事犯

ウ 暴力団の関与する事犯

等の悪質な環境事犯を重点に取締りを推進しております。

(2) 取締りの状況

16年中に検挙した事件の主な事例は次のとおりです。

- ア 関東各都県から排出された木くず等の産業廃棄物（約56,000立方メートル）の処分を多数回にわたり受託していた業者及びその処分を委託していた業者等21人を検挙した事件
- イ 小規模産業廃棄物処理施設を隠れみのに、無許可で産業廃棄物である廃木材の処分を受託して、焼却処分していた業者及びその処分を委託していた業者等41人を検挙した事件
- ウ 水産加工会社の倉庫内に、人体に有害な亜硫酸ガスを発生する硫酸ピッチ入りドラム缶438本や硫酸スラッジ入りフレコンパック123包を保管していた被疑者4人を検挙した事件
- エ 北海道内に不法投棄された硫酸ピッチ入りドラム缶361本が、千葉県内に所在する倉庫から搬出されたことが判明し、北海道警察との合同捜査を推進し不法投棄に関与した被疑者49人を検挙した事件

2. 海上環境事犯

(1) 傾向と対策

表2-15-2 廃棄物事件の検挙状況（件）

法令 対 別 年 別	廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反					
	無許可 処理業	不法 投棄	委託 受託	管理票 不交付	その他	合計
16年	27	82	181	130	25	445

表2-15-3 海上環境事犯の検挙状況（件）

法令 態 様 別 年 別	海洋汚染及び海上災害の 防止に関する法律違反				水質汚濁防止違反			廃棄物の処理法及び清掃 に関する法律違反			港則法違反		計
	油類等 排出	廃棄物 投棄	その他	計	排出基 準違反	その他	計	廃棄物 投棄	その他	計	脱落防 止関係	計	
16年	2	0	0	2	2	0	2	0	0	0	1	1	5

千葉海上保安部管内で発生した海洋汚染の状況は、船舶及び臨海事業場からの油等の排出事犯は、6件と前年の3分の1の発生件数です。

また、赤潮・青潮の発生件数については、16年は赤潮1件（前年7件）、青潮5件（4件）となっています。

このため、千葉海上保安部（含む木更津海上保安署）では、悪質な事犯に重点を置き情報収集活動と計画的な監視取締りを実施するとともに、海洋環境保全思想の普及を目指して、一般市民に対する啓発活動を実施しています。

また木更津海上保安署では、8箇所の漁業協同組合によって海苔・あさりの養殖等が営まれていますので、港湾関係団体及び船舶所有者に対し、油等による海洋汚染防止について、積極的な指導取締り並びに一般市民等に対し啓蒙活動を行っています。

(2) 取締りの状況

16年中は、通常の見取りの他、例年どおり6月及び11月に「一斉指導取締り期間」（公開）を設け、海陸一体となり海上環境事犯の集中的な取締りを実施しました。

主な検挙事例としましては、

- ・ 県内の特定事業場から基準値を超えた強アルカリ水及びシアン化合物を含む排水を担当者の過失により東京湾に排出していた事犯
- ・ 袖ヶ浦沖にて錨泊中のパナマ船が補油作業中、乗組員の過失によりC重油約340リットルを付近海上に排出した事犯
- ・ 日立港においてC重油10リットルを排出し、木更津港に入港したベトナム船籍の貨物船を木更津海上保安署が検挙した事犯

があります。

なお、同年中の海上環境事犯の検挙状況は、表2-15-3のとおりです。

第3節 環境保全に関する調査・研究の推進

1. 環境研究センターにおける調査・研究の推進

環境研究センターは、環境研究所、水質保全研究所、廃棄物情報技術センターの独立した3機関を統合し、大気・水質・地質の環境質及び廃棄物・化学物質問題等にかかる統合環境研究機関として13年4月に新たなスタートをし、14年度には環境研究センターとしての調査研究活動を発展させ円滑に進めるため、

- 環境研究センターにおける調査研究業務の運営と調査研究課題の内部評価を行うことを目的とした「評価運営会議」の設置。
- 環境研究センターの各部が協力して取り組む重点プロジェクトとして「特定流域圏における環境改善と再生に関する研究」を中心とした第1期研究活動計画（15年度～19年度）の策定。

の制度及び計画の整備を行いました。

15年度からは、これら制度の運営とともに研究活動計画を着実に進めています。また、「千葉県試験研究機関の試験研究評価に関する指針」（15年7月施行）に基づく、外部専門家等による試験研究機関全般の評価（機関評価）及び研究課題の評価（課題評価）結果を受け、研究手法等の変更や研究機関としての運営改善等に反映するよう努めています。

（1）大気部

大気部は、大気関係3研究室、騒音振動関係1研究室において、大気汚染、悪臭、騒音・振動に関する環境対策の効果的な運用に必要とされる課題、並びに環境中の放射能について調査研究を行っています。

16年度において、大気関係・悪臭関係15、騒音・振動関係5、環境放射能関係1の合計21課題について調査研究を実施しました。それらの成果は「千葉県環境研究センター年報」に詳述されて

います。

なお、個々の調査研究課題とその概要は、資料編の11環境行政一般のとおり、また、各研究室における主要研究課題の推進状況は次のとおりです。

ア. 大気環境研究室

16年度の主な調査研究は以下のとおりです。

大気汚染の解析及び汚染物質の移流・拡散については、千葉県におけるNO₂濃度及び浮遊粒子状物質濃度の近年における濃度推移と排出源の関係について検討しました。すなわち、大気中の濃度推移と固定及び移動発生源由来のNO_x排出量の推移、車両の登録台数の推移、軽油中のS分の削減効果、ディーゼル車の単体規制及び工場・事業場など固定発生源からの粒子排出状況等との関係について解析を行いました。ガス状汚染物質については、石油化学コンビナート周辺における有害大気汚染物質の濃度レベル、経年推移を把握するために、平成13年度以降、周辺地点で連続測定を実施してきました。当該地域におけるベンゼン濃度は、低下傾向が見られるものの、16年度も環境基準を達成できていません。また、1,3-ブタジエン、クロロホルム及び1,2-ジクロロエタンが、比較的高い濃度レベルにありました。ベンゼン等の一部の物質については、より一層の排出削減が必要と考えられます。全体的には、昨年度と同程度の濃度レベルでしたが、物質によっては排出抑制対策や使用物質の転換等により改善の兆しが見え始めています。浮遊粒子状物質については、昭和56年度以降、関東粒子状物質共同調査を1都9県4市（16年度）が夏期・冬期に共同実施してきました。過去7年間（平成9年から平成15年）について微小粒子の発生源寄与率の計算を行った結果、夏期は光化学反応により生成する二次粒子が自動車よりも多くなることが判かりました。また、冬期の自動車寄与率はディーゼル車運行規制前に比較して3割近く低くなり、規制効果がうかがえました。夏期における二次粒子濃度を低減させるためには、前駆物質の一つである揮発性炭化水素類の大気中への排出抑制への取組み等が今後の課題です。

イ. ばい煙粉じん発生源研究室

当研究室では、「大気汚染防止法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」等に基づき、工場・事業場等固定発生源から排出されるばいじん及び有害物質等の排出基準、排出抑制基準等に係る立入検査を行っています。また、未規制の有害大気汚染物質の発生源と考えられる工場についても排出実態、排出抑制対策について調査研究を行っています。

16年度は「大気汚染防止法」に基づくばい煙発生施設に係る排出基準の遵守状況の確認のため立入検査を26工場・事業所について実施しました。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」等に基づくダイオキシン類特定施設に係る排出基準の遵守状況の確認のため立入検査を8事業所について実施しました。

有害大気汚染物質については、1,3ブタジエン及びベンゼンを対象物質としてポリブタジエンゴム製造施設等の2工場・2施設について調査を行いました。

ウ. 自動車排気ガス研究室

当研究室では、自動車排気ガスによる汚染実態の解明、自動車走行量の抑制等に関する調査研究を行っています。

平成16年度には、ディーゼル車から排出されるDEP汚染実態等を解明するため、平成14年度から柏市大津ヶ丘自動車排出ガス測定局周辺において5ヶ年計画で実施している「道路沿道周辺環境調査」を継続実施し、DEP汚染の実態について調査・検討しました。また、自動車交通流の円滑化策について検討しました。また、自動車交通流の円滑化策について検討するための基礎資料を得るため、平成15年度から開始した県内交通流実態調査の一環として、本年度は市道及び細街路の交通流の実態について調査しました。さらに、千葉県環境保全条例に基づき環境生活部大気保全課に提出されている「自動車環境管理計画実績報告書」から、県内の業務用自動車の走行実態を解明するための研究にも着手しました。

また、健康影響の懸念される微小粒子の環境濃

度の実態を把握するため、PM2.5（粒子径が2.5 μ m以下の粒子）の道路沿道における測定も実施し、道路周辺地域における環境改善に向けた研究を進めています。

エ. 騒音振動研究室

当研究室では、騒音振動に関する調査研究や音に関する環境学習を行っています。

16年度の課題のひとつとして、環境振動の評価法に関する検討をおこないました。検討したポイントは、①苦情に対応した評価と、②環境を評価するものと2本立てで考えたことです。今回対象にしたのは国道16号（市原市五井南海岸）の道路交通振動で、前年に測定した24時間データを用いました。その結果、人体に感じる振動（振動感覚閾値は約55dBと言われている）のほとんどは大型車によるということが分かってきました。したがって、現行のL₁₀（振動規制法、1976）評価の場合、その処理過程で①大型車の通過していない時間の振動データが含まれており、これが原因で苦情のもとになっている振動と整合しないことがわかってきました。もうひとつは、②現在「あらゆる振動発生源の振動をLeq（等価振動レベル）で統一して評価しよう」という動きがあります。現行のL₁₀評価を移行しようという考え方です。しかし、Leqで道路交通振動を評価した場合、L₁₀よりもさらに低い値になることが予想されます。今後、これまでの研究をもとにLeqの導入も含めて人体の感覚閾値以上の値だけで評価する等の新しい評価法を提案する方向で研究をすすめています。

これらの問題は、目下環境省や関連学会を中心に議論されているところです。

(2) 水質地質部

水質地質部は16年度現在、水質関係2室、地質関係1室において、水環境の保全、地盤沈下、地質汚染及び地震災害防止等の諸対策を効果的に推進するために必要な課題について調査研究をしています。

16年度においては水質環境関係17件、地質環境関係20件合計37件の課題について調査研究を実施

し、それらの成果は「千葉県環境研究センター年報」等に報告されています。

なお、個々の調査研究課題とその概要は、資料編の11環境行政一般のとおり、また各研究室における主要研究課題の推進の状況は次のとおりです。

ア. 水質環境研究室

当研究室は、公共用水水域（海域・河川・湖沼）についての調査研究を行っています。

海域に関する研究として、東京湾の赤潮・青潮の発生状況に関する調査研究を行い、赤潮・青潮の発生状況の経年的な把握、赤潮発生メカニズムの解明等について、調査船による実測、リモートセンシングを活用した東京湾岸自治体研究機関の共同調査を行いました。また、一都二県の東京湾水質データベースを共同で構築し、水質の長期変動とその要因について研究を行いました。

河川に関する研究では、印旛沼流入河川である神崎川上流部について詳細な調査を行い、中小河川の流出特性及び自浄作用について検討しました。

湖沼に関する研究では、重点プロジェクト研究を中心に、印旛沼流域水循環健全化会議、湖沼水質保全計画の策定等についての行政支援、異臭味発生プランクトンの実態及び発生機構に関する調査研究を行いました。

その他、公共用水域水質データベースの整備、化学物質環境汚染実態調査（環境省委託）、環境学習等の啓発事業を行いました。

イ. 排水研究室

当研究室は、主に事業場排水および生活排水等の処理技術とその対策について調査研究を行っています。

16年度は養豚業3施設および油分の前処理に油分解菌排水施設を使用した弁当製造業1施設について排水処理の実態調査を行いました。また排水に苦情の訴えのあった事業場（豆腐又は煮豆の製造業および弁当製造業）2施設について原因調査を行い行政指導のための基礎資料としました。

生活排水に関しては、高度処理型小型合併処理浄化槽14基の処理能力について、夏期の調査を行いました。

また、生活用品について、歯磨き剤等のりんの濃度を測定し、特にりんが高濃度な歯磨き剤等については水に溶解させた後の経時変化を調査したところ、富栄養化に影響するりん酸態りんの濃度が増加することがわかりました。

水域における水質浄化技術に関しては県が手賀沼流域に設置したりん除去施設への流入水を対象に各種凝集剤による基礎試験を実施し、現施設のPAC注入率が適正であること、ポリ鉄シリカ、硫酸バンド、ラサラックも有効であること等がわかりました。

また、手賀沼の浚渫土に消石灰、PAC、ゼオライト、酸化マグネシウム等の脱水ろ剤を添加して、浚渫土の脱水特性の検討および脱水処理後のろ液水質の評価を行い、浚渫による底質浄化対策の基礎資料としました。

手賀沼のハス群落での土壌中の交換性陽イオン（Ca、Mg、K、Na）の（吸着率）/（間隙水中濃度）の割合を、検討したところ、ハス群落中の土壌で三大栄養素の一つであるK（カリウム）の吸着量が少なく、ハスによって吸収されたことが推察されました。

ウ. 地質環境研究室

当研究室では、地盤沈下等のリスクを最小限に抑えて持続的に地下水や天然ガスなどの地下流体資源の利用を行っていくための地下水盆管理の研究、地質汚染の除去と防止、地震などの地質災害低減のための研究を中心に調査研究を行っています。

16年度は、地下水盆管理に関する調査・研究としては、地下水位・地盤沈下観測井戸や水準点など地質環境モニタリングシステムからの観測記録をデータベース化し、これらは地下水位・地層収縮年表及び地下水位図としてまとめ公表しました。また、一部の観測所においてテレメータ化の実験を継続したほか、自噴井の地下水圧の連続観測も継続しました。

地質汚染に関する研究としては、有機塩素系溶剤等による地質汚染の機構解明と原因調査及び汚染除去対策の技術的指導を行いました。また、射

撃場周辺の鉛汚染の調査・対策への技術協力を行いました。さらに、硝酸性窒素による地下水汚染では、香取地区において汚染機構を解明するとともに、印旛地区でも調査を進めています。

地質環境情報整理事業としては、16年度末までに約32,000本の地質柱状図を収集・蓄積しました。15年1月から、広く県民が利用できるよう、インターネットによる公開を行っています。

地層の液状化－流動化に関する研究では、1987年の千葉県東方沖地震の際に液状化－流動化した場所で、被害地の地質環境の把握を行い、砂鉄採取の後サンドポンプで残渣を埋め戻す際の地層の堆積状態と液状化－流動化被害との関係が明らかになりました。また、10月の中越地震の被害調査では、盛土層が液状化し被害を拡大していること、深部断裂を伴う地質構造が地震動や被害に影響を与えていることが明らかになりました。

強振動に関する研究では、地震時の振動特性をとらえ、地質環境に及ぼす影響を明らかにして地震防災に役立てるため強震観測を継続し、15年度の観測記録のとりまとめを行い、表層地質と地震動との関係について解析、検討を進めました。

残土石による埋立・盛土からの地質汚染を防ぐため、立地予定地の現地調査等の技術的援助を行いました。また、養老川中流の旧廃棄物埋立地から汚染地下水が流出している現場で、その流出機構の解明調査を協力して行いました。

(3) 廃棄物・化学物質部

廃棄物・化学物質部は、廃棄物研究室と化学物質研究室において、廃棄物の減量化・再資源化及び適正処理に関する調査研究、大気、水質、廃棄物等に係るダイオキシン類を中心とした化学物質に関する調査研究等を行っています。

個々の研究課題名とその概要は資料編の11環境行政一般のとおり、また、各研究室における主要研究課題の推進状況は次のとおりです。

ア．廃棄物研究室

当研究室は、廃棄物の減量化・再資源化に関する調査研究と適正処理技術に関する調査研究事業を行っています。

廃棄物の減量化・再資源化に関する調査研究においては、廃棄物の減量化・再資源化手法のひとつである溶融スラグについて製品としての利用を拡大するため、粒子形状やメタル分に着目して品質調査をしました。さらに、溶融施設が環境に与える負荷についての検討を始めました。木質チップを用いた有機性廃棄物の減量化技術の開発も進めています。また、廃棄物に関する法律・条例や社会状況の変化に伴う廃棄物の量・質の変化や処理事業における問題点の抽出・検討を継続して行っています

廃棄物の適正処理技術に関する調査研究については、6年度から継続して調査している最終処分場の廃棄物層の層相・物性の調査を目的としてボーリング調査を引き続き実施しました。さらに、浸出水の挙動及び化学的変化を検討するために、上記ボーリング地点に観測井を設置するとともに、埋立廃棄物の性状変化を捉える新手法の開発を進めています。これに加えて、県内各処分場における水処理方法の最適化に向けて基礎データの収集を進めています。また、廃棄物不適正処に関して、不法投棄に関する調査から浄化までの情報について全国レベルで収集しました。また、埋立場所を探索する非破壊手法の開発を試みています。

イ．化学物質研究室

当研究室は、ダイオキシン類を中心として化学物質に関する調査研究を担当し、汚染及び発生源の実態、汚染機構、分析法の改善・開発等について調査研究を行っています。

ダイオキシン類に関しては、常時監視事業の中で環境大気、環境水、地下水、土壌等環境各圏の測定について担当分を分析する他、委託測定値の評価及び精度管理に関して技術的な行政支援を行っています。

ダイオキシン類以外の化学物質に関しては、処分場浸出水を始めとした様々な資料について、補集法・分析法の開発を行い、また、化学物質の環境モニタリング手法の一つとして、イムノアッセイ法、DNA マイクロアレイ法等の生物学的手法を用いた方法についての検討を開始しました。

表2-15-4 手賀沼親水広場「水の館」の累計利用者数
(地域別内訳) (16年度末現在)

地域の市・町	その他の県内	県外	計
1,342,018人	324,424人	322,614人	1,989,056人

(注) 地域の市町=松戸市・柏市・流山市・我孫子市・鎌ヶ谷市・印西市・白井市・沼南町

また、昨年度に引き続き、県及び県内市町村が測定したデータについて、異性体、同族体濃度等の詳細を収集しました。詳細試料から多くの異性体からなるダイオキシン類の分析値の精度管理手法を検討し、異常値の検出及び対処方法、委託仕様のマニュアル化、ダイオキシン類データベース構築の基礎資料として整理しました。

2. 手賀沼親水広場における水質浄化・環境保全啓発活動

手賀沼親水広場は、県民が手賀沼と親しむ憩いの場として、また水と人との関わりを学びながら手賀沼の浄化について考える拠点施設として一般県民や地域活動に提供しています。16年度の利用者数は14万7,367人であり、3年度開設以来の累計利用者数は198万9,056人を数えています。

16年度は、水や自然環境についての環境学習の場として、年間を通して、小中学生を対象とした「手賀沼水辺探検隊」をはじめ、夏には親子を対象に「手賀沼船上学習会」を開催しました。

表2-15-5 融資条件

年度	原資	融資枠 (継続分も含む)	融資利率	利子補給率	融資限度額	融資期間	融資対象
10	(千円) 390,000	(千円) 1,560,000	年2.5%	年1.4%	(施設整備) 中小企業者 50,000千円 組合 60,000千円 (移転) ともに 80,000千円	7年以内 (割賦償還、据置 期間1年以内) *中小企業者 50,000千円超 組合 60,000千円超 は10年以内	①施設整備資金 ばい煙処理施設、粉じん処理施設、汚水処理施設、地下水汚染浄化施設、騒音・振動防止施設、地盤沈下防止施設、悪臭防除施設、化学物質汚染等防止施設、エネルギー有効利用施設、低公害車等、造成緑地、産業廃棄物処理施設、ダイオキシン類排出抑制施設、小規模廃棄物焼却炉、容器包装廃棄物再商品化施設、環境管理システム認証関連施設 ②工場移転資金
11	240,000	960,000	〃	〃	〃	〃	〃
12	200,000	800,000	〃	〃	〃	〃	〃
13	500,000	2,000,000	〃	〃	〃	〃	上記①に、自動車から排出される粒子状物質を低減するために有効なものと認められる自動車又は自動車に装着する装置を追加
14	500,000	2,000,000	年2.3%	年1.3%	〃	〃	〃
15	500,000	3,000,000	〃	〃	〃	〃	〃
16	1,200,000	4,800,000	〃	〃	〃	〃	〃
17	700,000	2,800,000	〃	〃	〃	〃	上記①に、アスベスト除去工事を追加、エネルギー有効利用施設を地球温暖化防止施設に変更

また、手賀沼の水質保全及び環境問題に広く関心をもってもらうために、地元環境ボランティア等の協力を得て隔週日曜日に当日の来場者を対象として「手賀沼ウォッチング」による船上見学等を実施し、沼の浄化に協力を求めるとともに豊かな自然、歴史、文化等を紹介しました。

第4節 融資・助成制度

県では、中小企業者等が行う環境保全施設等の整備事業や公害防止のための工場等の移転事業に対し融資を行うとともに、市町村が公害関係測定機器等の整備を行う場合には補助金を交付し、公害の測定分析・監視体制の整備充実を計っています。

1. 「千葉県中小企業環境保全施設整備資金融資制度」による融資制度

(1) 概要

環境保全施設等の新設、購入若くしは改善又は公害防止のための工場等の移転を行う中小企業者のうち、資金の調達が困難な者に対し必要な資金を融資するとともに、利子の一部を補助してきました。

また、13年11月より、自動車から排出される粒

表2-15-6 中小企業環境保全施設整備資金融資利用状況

(融資額の単位：千円)

年度	区分	移転	汚水 処理 施設	ばい煙・ 粉じん 処理施設	自動車等 低公害化 施設	騒音・ 振動防 止施設	悪臭 防除 施設	廃棄物 処理施設	その他	計
		14	融 資 件 数	—	—	—	27	—	—	2
	融 資 額	—	—	—	307,362	—	—	100,000	—	407,362
15	融 資 件 数	—	—	—	264	—	—	—	—	264
	融 資 額	—	—	—	2,031,121	—	—	—	—	2,031,121
16	融 資 件 数	—	1	—	28	—	—	—	—	29
	融 資 額	—	50,000	—	253,636	—	—	—	—	303,636

子状物質を低減するために有効なものと認められる自動車（ディーゼル自動車の代替車両に限る。）又は、自動車に装着する装置も融資対象としています。

(2) 利用状況

16年度の融資件数は29件、融資総額は303,636千円でした。

2. 「千葉県公害関係測定機器等整備事業補助金交付要綱」による補助制度

(1) 概要

市町村が行う公害関係測定機器等整備事業に要する経費の一部を補助し、生活環境の保全等に資する施設整備の推進を図ります（表2-15-8）。

(2) 補助状況

16年度は、5団体に対し総額6,058千円を補助しました（表2-15-9）。

表2-15-7 年度別利子補給額 (単位：千円)

年度	14	15	16
利子補給額	3,628	10,724	29,136

表2-15-8 補助内容

対象機器	大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭及び地盤沈下等に係る測定分析、監視研究等に使用する機器のうち主要なもので、1基当たり100万円以上の整備経費を要するもの。ただし、国から国庫補助が採択された機器は対象外。
補助率等	経費から（1団体当たり200万円以上であることを要す。）国庫補助金及び起債額を控除した額の4分の1（財政力指数が1以上の市町村にあっては5分の1）以内。ただし、テレメータシステムの整備事業にあっては、4分の1（新規事業にあっては、2分の1）以内。テレメータシステムの経費を除き、1市町村当たりの補助限度額は500万円。

表2-15-9 公害関係測定機器等整備事業補助状況

(補助額の単位：千円)

年度	区分	大気汚染	水質汚濁	騒音・振動	地盤沈下	悪 臭	公害一般	計	市町村数
		14	機器数	14	—	3	—	—	—
	補助額	7,157	—	2,516	—	—	—	9,673	
15	機器数	6	—	1	—	—	—	7	4
	補助額	3,881	—	662	—	—	—	4,543	
16	機器数	6	—	4	—	—	—	10	5
	補助額	3,408	—	2,650	—	—	—	6,058	

第5節 特定工場における公害防止組織の整備

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、特定工場を設置する事業者は、工場内に公害防止管理者等から成る公害防止組織を整備し公害の防止に努めることとされています。同法の対象となる特定工場は、製造業、電気・ガス・熱供給業に属し、かつ、ばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設、特定粉じん発生施設、一般粉じん発生施設、振動発生施設、ダイオキシン類発生施設のいずれかを設置している工場です。

公害防止組織は、公害防止対策の責任者でもある「公害防止統括者」及び公害防止対策の技術的事項を管理する「公害防止管理者」、更には一定規模以上の特定工場における「公害防止主任管理者」から成り、それぞれ代理者の配置が義務づけられています。

これら公害防止管理者、公害防止主任管理者及び代理者は、工場に設置された施設や規模ごとに区分された国家試験等により資格を取得した者から選任することとされており、また、これらを選任又は解任した際は知事（一部は市町村長）に届け出なければなりません。

なお、県は(社)千葉県環境保全協議会を通じ、公害防止管理者等の育成及び知識・技術の向上を図っています。

第6節 関係地方公共団体との協力の推進

1. 近隣都県との協力の推進

公害防止を実効あるものとし積極的な環境保全施策を展開するためには、都県を越えた広域的な調査や情報・資料の交換を行い、より有効な対策を編み出していくことが大切です。また、都県間の調整を円滑に進め、国への働きかけを協力して進めていくことも必要です。これらのため本県では、八都県市首脳会議、関東地方知事会関東地方環境対策推進本部、関東甲信越静環境美化推進連

絡協議会などを通じて近隣自治体との協力を進めているところです（資料編11の(2)参照）。

2. 市町村等との協力の推進

環境保全施策は、人口密度、土地利用の実態、住民のニーズ等地域の特殊性を十分配慮し、市町村や地域の住民、関係団体の協力を得ることによってきめ細かで着実な成果を上げることが出来ます。そこで本県では、印旛沼水質保全協議会、手賀沼水質浄化対策協議会、千葉県環境行政連絡協議会などを通じて身近な生活環境の保全に努めるとともに、県と市町村及び市町村相互の有機的な協力関係を推進しています（資料編11の(2)参照）。

第7節 市町村の環境保全対策

市町村の環境施策は、地理的条件、住民意識の差異等地域の特殊事情を反映するものであり、本県の環境行政体系において重要な役割を果たしています。

16年度の市町村環境行政状況調査結果によると、その概況は次のとおりです。

1. 公害監視測定体制

環境の現況を把握し有効な施策の確立を図るため、市町村においても公害の監視測定体制の整備、充実に努めています。

現在、市町村が常時及び定期監視を行うために設置している大気汚染、騒音、振動関係の測定箇所は東京湾臨海部に多く集まっており、水質汚濁関係の測定箇所は県内全般に分布しています（表2-15-11）。

表2-15-11 市町村の公害監視測定箇所数

	測定 市町村	測定点		
		常時	定期	計
大気汚染関係	21	119	177	296
水質汚濁関係	46	2	1,434	1,436
騒音関係	24	21	286	307
振動関係	20	0	127	127

2. 公害防止協定

現在、30市町において、総数749企業との間で公害防止協定（県、市町村、企業三者協定は除く。）を締結しており、企業から発生する公害を防止することにより住民の良好な生活環境の確保を目指しています。

市町村別では、野田市（135社）、柏市（99社）、市川市（82社）で締結企業が多く、企業の種類別では、鉄鋼・金属（164社）、食料品（66社）、化学（63社）等が多くなっています。

3. 環境保全対策予算

市町村では財政のひっ迫した状況のなかで、多様化する環境問題に対応すべく環境保全対策予算の確保に努めています（図2-15-1）。

4. 融資・助成制度

現在、千葉市ほか11市町では、中小企業者が行う公害防止事業を対象として融資・助成制度を実施しており、16年度の実績は融資1件1500万円、助成195件、6,100万円となっています。

なお、融資・助成制度が設けられている市町は次のとおりです。

・千葉市、市川市、松戸市、野田市、茂原市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市、袖ヶ浦市

5. 公害苦情相談

16年度において市町村が新規に受理した苦情件数は4,619件です（図2-15-2）。

苦情件数のうち典型7公害に関する苦情は2,899件で、その内訳は、大気汚染1,317件、騒音693件、悪臭599件等となっています。

また、典型7公害以外は1,720件となっています。

6. 調査研究

地域の環境問題の原因究明、解決策の樹立を目指して市町村独自の調査研究が進められています。

16年度は、43市町村で763項目について実施されましたが、調査研究項目を公害の種類別に分類してみると、水質汚染関係545項目、土壌汚染関係95項目、大気汚染関係54項目、騒音関係33項目、振動関係19項目となっています。

なお、17年度は44市町村で684項目の調査研究が予定されています。

図2-15-1 市町村における主な事業別予算
（16年度当初予算）

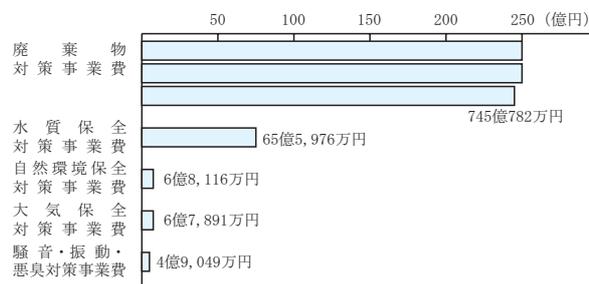


図2-15-2 市町村別受理件数

